

令和元年度 第1回埼玉県総合評価審査委員会

(令和元年度 第1回埼玉県企業局総合評価審査委員会)

(令和元年度 第1回埼玉県下水道局総合評価審査委員会)

日 時：令和元年8月22日(木)

10時から11時30分まで

場 所：埼玉会館(7階 7B会議室)

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 土木設計業務総合評価方式の試行について

4 閉 会



土木設計業務総合評価方式の試行について



埼玉県 県土整備部 建設管理課



令和元年8月22日（木）

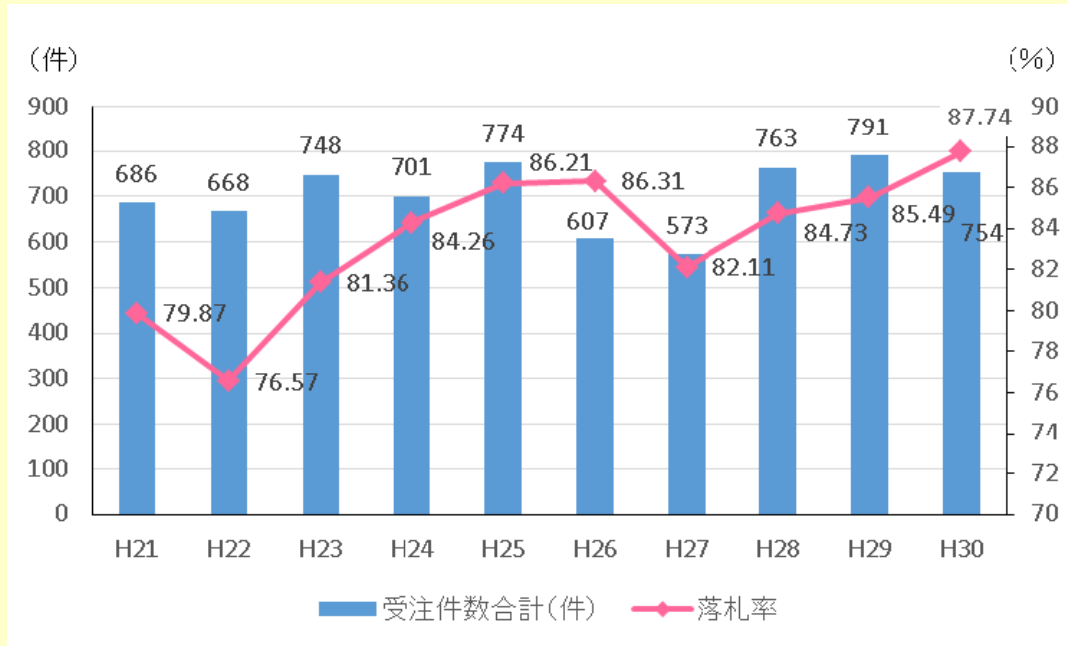


I 土木設計業務等における 総合評価方式の一般化に向けた背景





1 建設コンサルタント業務の件数と落札率の推移



2 品確法の更なる改正について

品確法の改正 (令和元年6月14日(金)施行)

- ① **災害時の緊急対応の充実強化**
 - ・ 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択
 - ・ 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携 等
- ② **働き方改革への対応**
 - ・ 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
 - ・ 公共工事の施工時期の平準化、中長期的な発注見通しの作成・公表 等
- ③ **生産性向上への取組**
 - ・ 受注者・発注者の責務として情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上を規定
- ④ **調査・設計の品質確保**
 - ・ 公共工事に関する調査及び設計について法律の対象として位置付け



①～③については、既に取り組が進んでいる
④に対応するため、調査・設計業務における総合評価方式の本格導入が必要



3 本県における土木設計業務等の品質確保の取組

平成6年度～

簡易公募型プロポーザル方式の導入

調査、計画、設計等の業務のうち、高度な知識が要求される業務、あるいは高度な構想力、応用力が要求される業務等が対象



平成21年度

簡易公募型プロポーザル方式の見直し

プロポーザル方式の拡大のため、手続きの簡略化、書類の簡素化を図った



平成24年度～

簡易公募型指名競争入札（総合評価方式）の部内試行

建設工事に係る設計業務委託の委託契約において、価格及びその他の条件が最も有利となる者を落札者とする方式



4 土木設計業務等に係る総合評価方式の課題

【課題】

これまでの簡易公募型指名競争入札（総合評価方式）の課題

- 価格以外の評価項目、評価の方法及び配点、評価値の算出方法等を業務ごとにオーダーメイドで設定しなければならず事務量が膨大
- 埼玉県総合評価審査委員会（大委員会）からの意見聴取、県土整備部建設コンサルタント選定委員会での評価等、工事に比べ手続きが煩雑
- 簡易公募型指名競争入札で、1次審査、2次審査が必要であり期間が必要



国、先進自治体、工事における総合評価方式のノウハウを導入

【対応策（例）】

土木設計業務等における総合評価方式の一般化

- ガイドラインによる評価項目及び配点、評価値の算出方法等の設定
- 小委員会からの意見聴取、発注課所の技術審査会の活用
- 技術提案等を求めない「簡易型」による総合評価方式の導入
- 自己採点方式一般競争入札（事後審査型）の導入



5 業界（建設コンサルタンツ協会）からの要望について

（一社）建設コンサルタンツ協会との意見交換会（H30.9）及び 実務者懇談会（H30.11）

- コンサルタントの選定は技術力によることが基本と考えるが、改正品確法においても、調査・設計の品質確保のためには技術力による選定が必要であることが明記された。
- 埼玉県においても、価格のみの競争入札方式から、「総合評価方式」、「プロポーザル方式」での対応をお願いしたい。
 - （1）件数を増やすために発注件数の数値目標を定めることを要望
 - ・発注件数がなかなか増えてこない状況がある。
 - ・各年度の目標値を定め、発注していただくことを要望する。
 - （2）運用にあたっては以下の項目も要望
 - ・受発注者の負担軽減のため、簡易な方式の採用をお願いしたい。
 - ・選定、特定、入札結果について、経過の詳細を開示していただけるよう要望する。

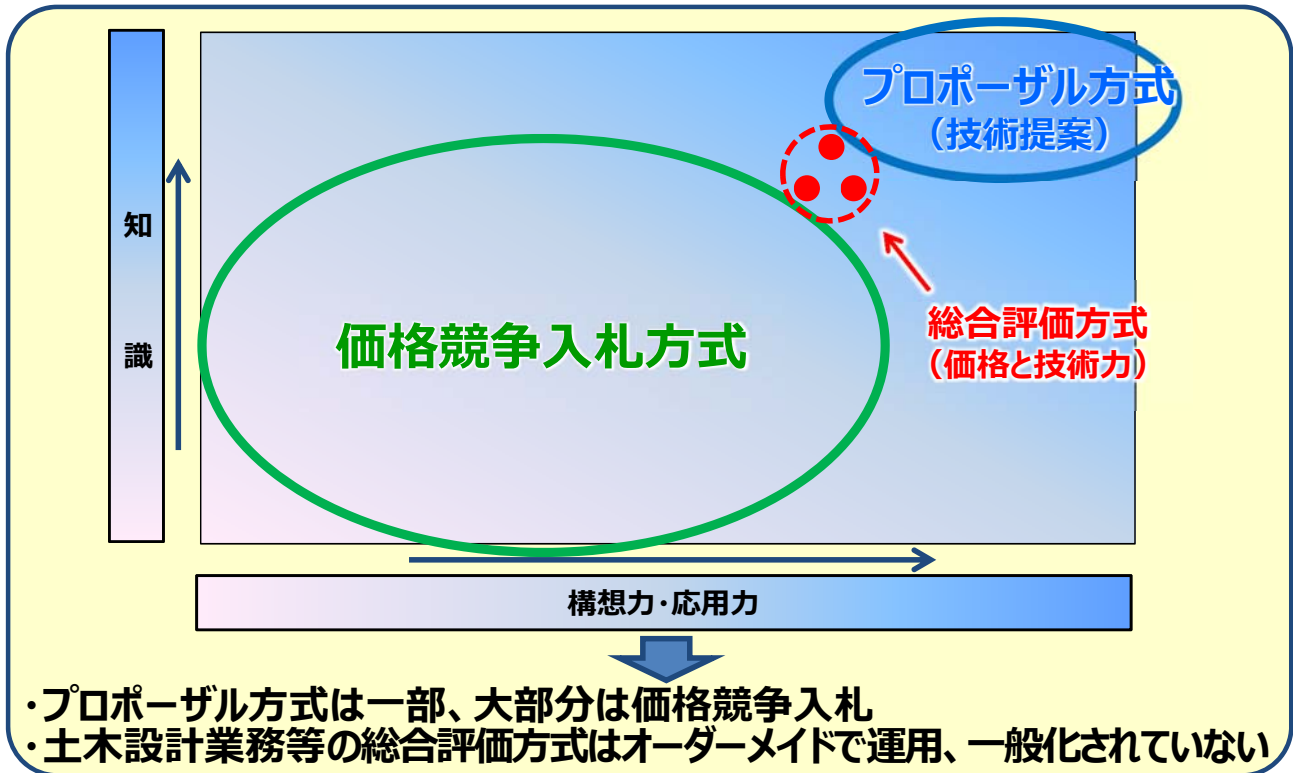


II 平成30年度埼玉県総合評価審査委員会 （平成31年3月18日）における審議について





1 土木設計業務等における調達方式の現状

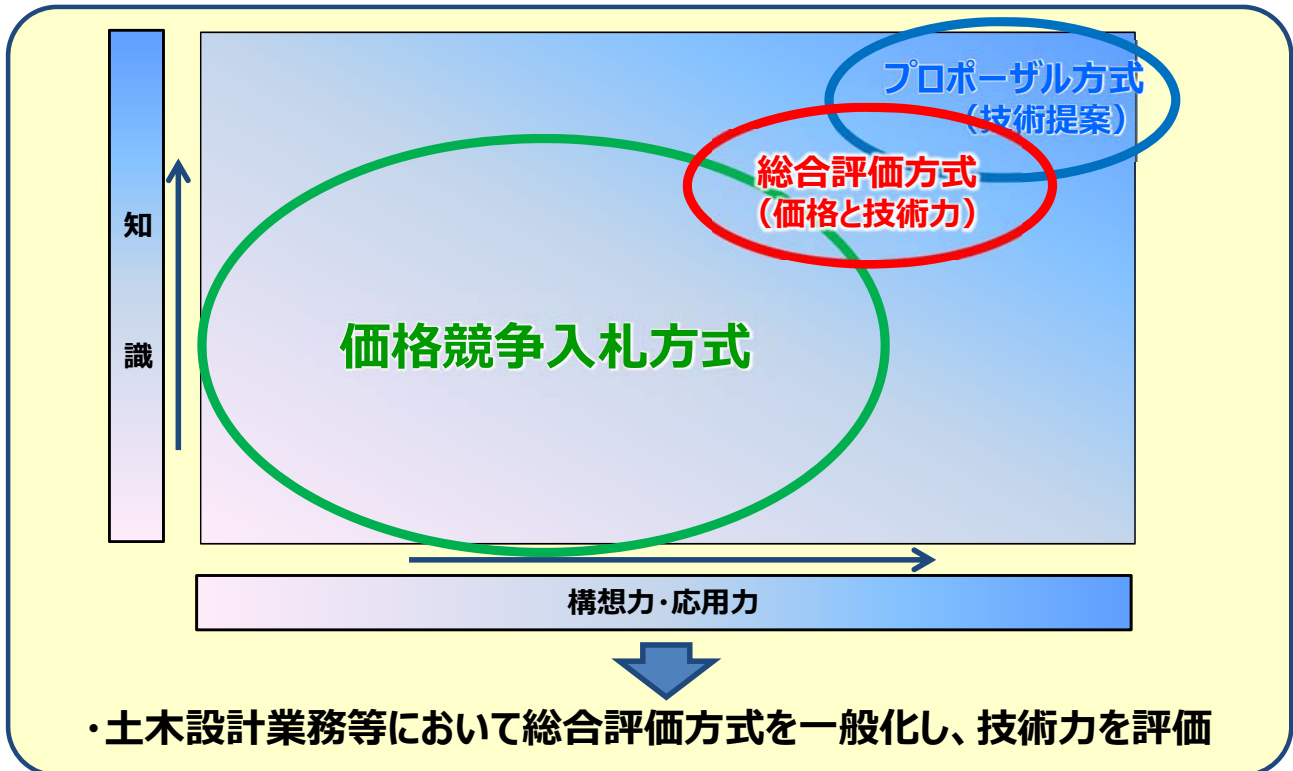


2 各調達方式におけるメリット・デメリット

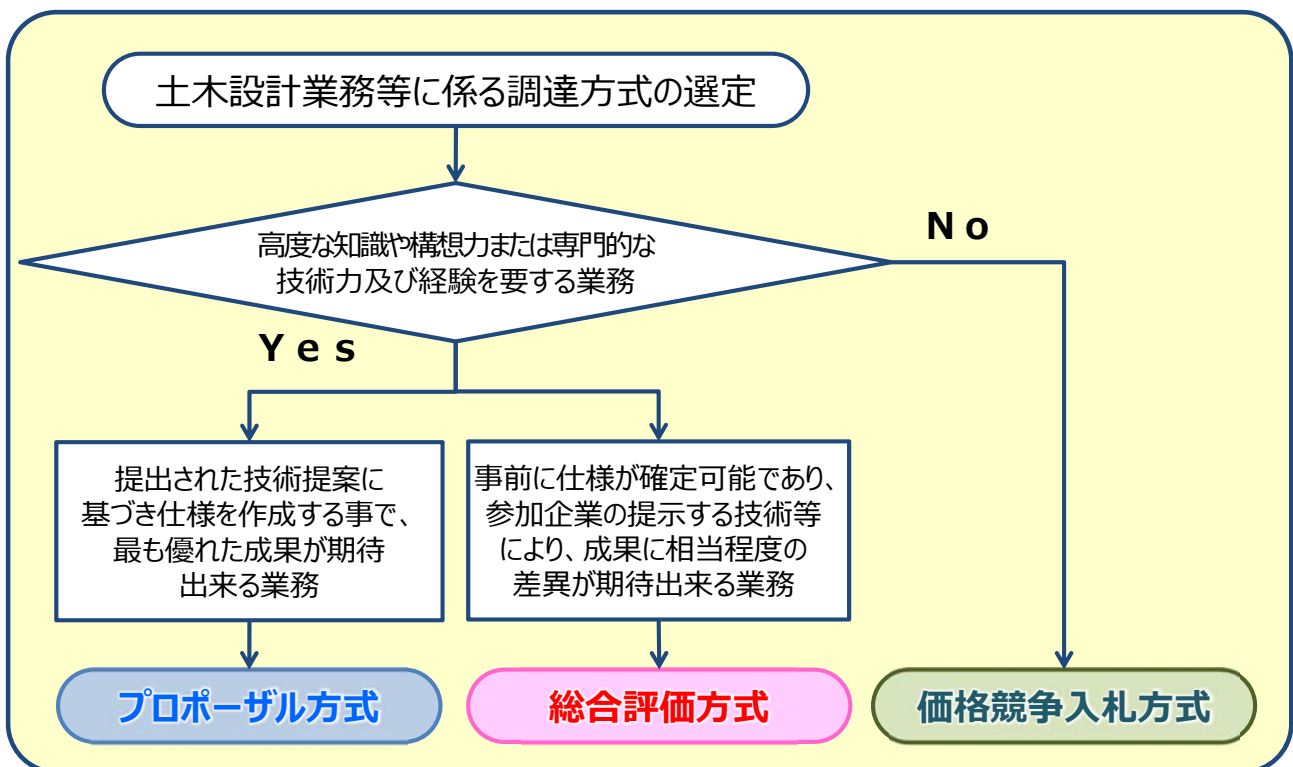
調達方式	価格	品質	時間
プロポーザル方式 (技術提案)	△ 受発注者の協議による価格決定	◎ 直接的な技術提案	× 事務量、時間とも大
総合評価方式 (価格と技術力)	○ 価格と技術力の両面による競争 (調査基準価格あり)	○ 間接的に技術を評価	△ 事務量、時間とも中
価格競争入札方式	○ 価格面だけ (最低制限価格あり)	△ 価格のみの競争	○ 事務量、時間とも相対的に小



3 土木設計業務等における総合評価方式の一般化



4 土木設計業務等における総合評価方式の運用の仕方





5 本県（地方自治体）における評価等の視点は？

評価の視点	評価項目等
価格と技術力のバランス	価格評価点と技術評価点の配点（1:1を基本）
高品質な成果	技術提案を評価
	業務理解度や実施手順を評価
技術力	企業の技術能力（業務実績、成績、表彰）を評価
	配置予定技術者の技術能力（資格、業務実績、成績、表彰）を評価
	専任制（手持ち工事数）を評価
県内企業育成・持続	企業の地域精通度（地理的条件）を評価
	企業の社会的貢献度（災害協力、CO2削減）を評価
	技術者の地域精通度（近隣での業務実績）を評価
コンプライアンス	入札参加資格停止や総合評価不履行を減点
事務負担軽減	「簡易型」「自己採点方式」の導入
その他の視点？	？



6-1 各委員からの意見について①

① 制度全般について

- コンサルはブラック企業的だという話をよく耳にする。働き方改革の視点を含めても良いのではないか。【奥井委員長】
- 業務理解度の項目などに言えることだと思うが、総合評価方式の審査結果を見ていると、入札参加者間で無理やり差をつけようとしているように見えることがある。必ずしも差をつけなくてもよいのでは。【村野副委員長】
- 委託業務総合評価方式については、国の制度を参考に話を詰めていってもらえればと思う。【奥井委員長】
- 埼玉県の制度が公表されれば、それを市町村も参考にする。そういった点も配慮する必要があるのでは。【秋山委員】
- コンサルタントに対して、委託業務総合評価方式についての説明会等を実施する予定か。（説明会等を行う予定）【奥井委員長】



6-2 各委員からの意見について②

② 評価項目について

- 既に国で実施している実績があるのであれば、その制度から大きく異なるものにはしない方がよい。受注者の混乱を招くことが想定されるためである。【村野副委員長】
- 継続教育（CPD）の単位となるようにしてもよいのでは。【吉野委員】
- どのような評価項目を設定すべきかは、業種による違いも考慮する必要がある。例えば、地域要件を設定すると対象が数社となる場合もあり、慎重に進めるべきだと考える。【秋山委員】



6-3 各委員からの意見について③

③ 価格と技術力のバランスについて

- 関東地方整備局では、委託業務については、プロポーザル方式による発注が3割で総合評価方式による発注が7割、価格競争によるものはゼロである。価格点と技術点の比率の考え方も重要になる。制度の情報や実績などについては、問い合わせいただければ情報提供する。【若林委員】
- それぞれの自治体にも事情があることは承知しているが、参考にさせていただければと思う。価格評価点と技術評価点の割合は、国の設計業務では1：3のウエイトであるが、試行では1：1で始めるのが妥当と考える。【若林委員】



Ⅲ 土木設計業務等における 総合評価方式の一般化に向けた 制度について



1 総合評価方式の一般化に向けた基本的な考え方

- ① **試行段階においては、国の制度を参考に制度設計を行う**
 - ・ 評価項目の選定や配点等については、国の制度を参考にする。
 - ・ 先進自治体の制度を参考にするなど、自治体独自の事情も反映する。
- ② **制度設計にあたっては、働き方改革の視点に配慮する**
 - ・ 受発注者の事務量の軽減に配慮した制度とする。
 - ・ 過度なダンピング等による、技術者への業務集中に配慮する。
 - ・ 手続き期間の短縮に配慮する。
- ③ **高度な技術力を必要とする業務について、適正な技術者を配置する**
 - ・ 国等の制度を参考に、配置予定技術者を適正に評価する。
- ④ **建設工事における総合評価方式のノウハウを活用する**
 - ・ 建設工事における総合評価方式と共通化を図り、一般化を促進する。



2-1 総合評価方式の一般化に向けた制度概要①

制度概要	旧制度 (H24～試行)	新制度 (R1～試行予定)	備考
試行対象	県土整備部が発注する 土木設計業務	県土整備部が発注する 土木設計業務等 (土木工事に係る調査、計 画、設計に類する業務)	※ガイドラインの策 定により、必要に応 じて各部局、市町 村が準用できる
入札方式	簡易公募型 指名競争入札	一般競争入札 (事後審査型)	※受発注者の事務 量への配慮 ※手続期間の短縮
施行方式	技術提案型	業務特性に応じ3タイプ を選択 ①技術提案型 ②簡易型(実施方針型) ③簡易型(実績重視型)	※受発注者の事務 量への配慮



2-2 総合評価方式の一般化に向けた制度概要②

制度概要	旧制度 (H24～試行)	新制度 (R1～試行予定)	備考
採点方式	発注者採点方式	発注者採点方式と 自己採点方式(簡易型 (実績重視型))を併用	※受発注者の事務 量の減少
実施体制 (審査委員 会)	埼玉県総合評価審査委員会 (大委員会)	埼玉県総合評価審査 小委員会	※手続期間の短縮
実施体制 (技術審査)	県土整備部 建設コンサルタント選定委員 会	発注課所の技術審査会	※手続期間の短縮



2-3 総合評価方式の一般化に向けた制度概要③

制度概要	旧制度 (H24～試行)	新制度 (R1～試行予定)	備考
評価値の算出	案件ごとに設定する	加算式を採用 価格評価点：技術評価点 = 50点：50点 評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 $50 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) + 50 \times (\text{技術点} / \text{技術評満点})$	※国土交通省関東地方整備局の計算式を準用
評価値の決定	案件ごとに設定する	①見なし評価：適用を原則とする ※県内企業が入札参加する場合適用 ② 1 / 3 失格基準 ■技術提案型及び簡易型（実施方針型）：見なし評価を適用しない場合に適用する ■簡易型（実績重視型）：適用しない	※工事におけるダンピング対策と同様の運用



2-4 総合評価方式の一般化に向けた制度概要④

制度概要	旧制度 (H24～試行)	新制度 (R1～試行予定)	備考
低入札価格調査	低入札の契約条件 ・管理技術者を専任で配置 ・第三者による照査の実施 ・重点的な監査や厳格な検査	同左	※旧制度のとおり
ペナルティの設定（不履行）	技術資料の内容の不履行 ：業務成績評定を減点 （- 5 点）	同左	※旧制度のとおり
ペナルティの設定（虚偽記載）	技術資料の虚偽記載 ：業務成績評定を減点 （- 1 0 点）	同左	※旧制度のとおり



2-5 総合評価方式の一般化に向けた制度概要⑤

制度概要	旧制度 (H24～試行)	新制度 (R1～試行予定)	備考
評価項目・配点	案件ごとに設定する	埼玉県県土整備部土木設計業務総合評価方式試行ガイドラインに定める	<p>※国土交通省関東地方整備局のガイドラインの評価項目を準用</p> <p>※必要に応じて先進自治体の評価項目を採用</p> <p>※埼玉県工事のガイドラインの考え方と整合</p>



IV 県土整備部土木設計業務 総合評価方式試行ガイドラインについて





1-1 総合評価方式の種類（実施タイプ）

実施タイプ	内容
技術提案型	重要な業務項目における留意点等について提案を求める「評価テーマ」を提示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合に適用する。
簡易型（実施方針型）	業務特性に応じ、評価テーマを設定せずとも成果の品質が大きく変わらないと判断され、当該業務の実施方針のみを求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合に適用する。
簡易型（実績重視型）	業務実施に関する工夫の余地が少なく、発注者が実施方針を求めることを要さない場合に適用する。



1-2 総合評価方式の種類（実施タイプ）

評価種別	技術提案型	簡易型 （実施方針型）	簡易型 （実績重視型）
企業評価	○	○	○
技術者評価	○	○	○
実施方針	○	○	—
技術提案	○	—	—



2-1 企業評価について

種別	大項目	小項目
企業評価	ア 企業の技術能力	(ア) 同種・類似業務の実績
		(イ) 業務成績評定
		(ウ) 優秀委託業務表彰
		(エ) ISO9001の取得
	イ 企業の地域精通度	(ア) 情報収集力
		(イ) 地理的条件
	ウ 企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の協定
		(イ) 災害防止活動等の実績
		(ウ) CO2削減対策
	エ 企業倫理や信頼性等	(ア) 入札参加停止措置
		(イ) 総合評価の不履行
		(ウ) 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外



2-2 企業の技術能力について

ア 企業の技術能力

小項目	評価項目の概要	配点	技術提案型	簡易型		関東地方整備局との比較
				実施方針型	実績重視型	
(ア) 同種・類似業務の実績	過去10年度間における同種・類似業務の実績	1	◎	◎	◎	準用
(イ) 業務成績評定	過去4年度間の県発注業務の成績評定点の平均点	2	◎	◎	◎	準用
(ウ) 優秀委託業務表彰	過去3年度間に埼玉県県土づくり優秀委託業務表彰（優秀賞・奨励賞）実績	1	◎	◎	◎	準用
(エ) ISO9001の取得	ISO9001の取得の状況	1	○	○	○	県独自の設定

◎…必須評価項目 ○…選択評価項目



2-3 企業の地域精通度について

イ 企業の地域精通度

小項目	評価項目の概要	配点	技術提案型	簡易型		関東地方整備局との比較
				実施方針型	実績重視型	
(ア) 情報収集力	過去5年度間の当該業務箇所近隣での業務実績	1	○	○	○	県独自の設定
(イ) 地理的条件	本店又は主たる営業所の所在地	1	○	○	○	準用

◎…必須評価項目 ○…選択評価項目



2-4 企業の社会的貢献度について

ウ 企業の社会的貢献度

小項目	評価項目の概要	配点	技術提案型	簡易型		関東地方整備局との比較
				実施方針型	実績重視型	
(ア) 災害防止活動等の協定	県機関等との協定等の締結	1	○	○	○	県独自の設定
(イ) 災害防止活動等の実績	過去2年度間の発注課所の求めによる活動実績	1	○	○	○	県独自の設定
(ウ) CO2削減対策	ISO14001、埼玉県エコアップ認証制度等の認証等の状況	1	○	○	○	県独自の設定

◎…必須評価項目 ○…選択評価項目



2-5 企業倫理や信頼性等について

Ⅰ 企業倫理や信頼性等

小項目	評価項目の概要	配点	技術提案型	簡易型		関東地方整備局との比較
				実施方針型	実績重視型	
(ア) 入札参加停止措置	過去2年度間の「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置	-1	◎	◎	◎	県独自の設定
(イ) 総合評価の不履行	過去2年度間の総合評価方式による県発注業務の履行確認結果における不履行の通知	-1	◎	◎	◎	県独自の設定
(ウ) 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外	過去2年度間の「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外措置	-1	◎	◎	◎	県独自の設定

◎…必須評価項目 ○…選択評価項目



3-1 技術者評価について

種別		大項目	小項目
技術者評価	管理技術者	オ 配置予定管理技術者の技術能力	(ア) 保有する資格
			(イ) 同種・類似業務の実績
			(ウ) 業務成績評定
			(エ) 優秀委託業務表彰
	(オ) 継続教育（CPD）への取組		
	担当技術者	カ 配置予定管理技術者の専任制	(ア) 技術者の手持ち業務数
キ 配置予定担当技術者の技術能力			(ア) 保有する資格
照査技術者	ク 配置予定照査技術者の技術能力	(ア) 保有する資格	
		(イ) 同種・類似業務の実績	
		(ウ) 業務成績評定	
		(エ) 継続教育（CPD）への取組	



3-2 配置予定管理技術者の技術能力について

オ 配置予定管理技術者の技能力

小項目	評価項目の概要	配点	技術提案型	簡易型		関東地方整備局との比較
				実施方針型	実績重視型	
(ア) 保有する資格	管理技術者の技術者資格	1	◎	◎	◎	準用
(イ) 同種・類似業務の実績	過去10年度間の管理技術者としての同種・類似業務の実績	1	◎	◎	◎	準用
(ウ) 業務成績評定	過去4年度間の県発注業務の成績評定点の平均点	2	◎	◎	◎	準用
(エ) 優秀委託業務表彰	過去3年度間に埼玉県県土づくり優秀委託業務表彰（優秀賞・奨励賞）実績	1	◎	◎	◎	準用
(オ) 継続教育（CPD）への取組	過去1年度度間に、各団体等が推奨する単位以上を取得	1	○	○	○	準用

◎…必須評価項目 ○…選択評価項目



3-3 配置予定管理技術者の専任制について

カ 配置予定管理技術者の専任制

小項目	評価項目の概要	配点	技術提案型	簡易型		関東地方整備局との比較
				実施方針型	実績重視型	
(ア) 手持ち業務数	配置予定管理技術者の手持ち業務件数（管理技術者及び担当技術者として従事しているもの）	1	◎	◎	◎	準用

◎…必須評価項目 ○…選択評価項目



3-4 配置予定担当技術者の技術能力について

キ 配置予定担当技術者の技術能力

小項目	評価項目の概要	配点	技術提案型	簡易型		関東地方整備局との比較
				実施方針型	実績重視型	
(ア) 保有する資格	担当技術者の技術者資格	1	◎	○	○	準用

◎…必須評価項目 ○…選択評価項目



3-5 配置予定照査技術者の技術能力について

ク 配置予定照査技術者の技術能力

小項目	評価項目の概要	配点	技術提案型	簡易型		関東地方整備局との比較
				実施方針型	実績重視型	
(ア) 保有する資格	照査技術者の技術者資格	0.5	○	○	○	準用
(イ) 同種・類似業務の実績	過去10年度間の管理技術者又は照査技術者としての同種・類似業務の実績	0.5	○	○	○	準用
(ウ) 業務成績評定	過去4年度間の管理技術者としての県発注業務の成績の実績点	1.0	○	○	○	準用
(エ) 継続教育（CPD）への取組	過去1年度間に、各団体等が推奨する単位以上を取得	0.5	○	○	○	準用

◎…必須評価項目 ○…選択評価項目



4-1 実施方針について

種別	大項目	小項目
実施方針	ケ 実施方針・対応方針・実施フロー・工程表・その他	(ア) 業務理解度 業務目的、条件、内容等の理解度、課題及びその理由の適切性
		(イ) 対応方針 課題を踏まえた適切な対応方針の記載、履行にあたっての有効性
		(ウ) 実施フロー 業務実施手順を示す実施フローの妥当性
		(エ) 工程計画 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性
		(オ) その他 有益な代替案の提案、重要事項の指摘等



4-2 実施方針・対応方針・実施フロー・工程表・その他について

ケ 実施方針・対応方針・実施フロー・工程表・その他【技術提案型、簡易型（実施方針型）に適用】

小項目	評価項目の概要	配点	技術提案型	簡易型		関東地方整備局との比較
				実施方針型	実績重視型	
(ア) 業務理解度	業務目的、条件、内容等の理解度、課題及びその理由の適切性	4.0	◎	◎	—	準用
(イ) 対応方針	課題を踏まえた適切な対応方針の記載、履行にあたっての有効性	2.0	◎	◎	—	準用
(ウ) 実施フロー	業務実施手順を示す実施フローの妥当性	2.0	◎	◎	—	準用
(エ) 工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性	2.0	◎	◎	—	準用
(オ) その他	有益な代替案の提案、重要事項の指摘等	2.0	○	○	—	準用

◎…必須評価項目 ○…選択評価項目

※ ヒアリングは原則実施しないものとする。

※ 評価に当たっては、A～Eの5段階評価を基本とし、3名以上の評価者の平均点とする。



5-1 技術提案について

種別	大項目	小項目	
技術提案	コ 評価テーマに関する技術提案	(ア) 評価テーマの的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性
			着眼点、問題点、解決方法等の有効性
		(イ) 評価テーマの実現性	提案内容の評価
			提案内容を裏付ける類似実績の評価



5-2 評価テーマに関する技術提案について

コ 評価テーマに関する技術提案【技術提案型に適用】

小項目	評価項目の概要	配点	技術提案型	簡易型		関東地方整備局との比較
				実施方針型	実績重視型	
(ア) 評価テーマの的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性	5.0	◎	—	—	準用
	着眼点、問題点、解決方法等の有効性	5.0	◎	—	—	準用
(イ) 評価テーマの実現性	提案内容の評価	5.0	◎	—	—	準用
	提案内容を裏付ける類似実績の評価	5.0	◎	—	—	準用

◎…必須評価項目 ○…選択評価項目

※ ヒアリングは原則実施するものとする。

※ 評価に当たっては、A～Eの5段階評価を基本とし、3名以上の評価者の平均点とする。



6 評価値の算出について

加算式を採用

価格評価点：技術評価点 = 50点：50点

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

$$= 50 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) + 50 \times (\text{技術点} / \text{技術評満点})$$

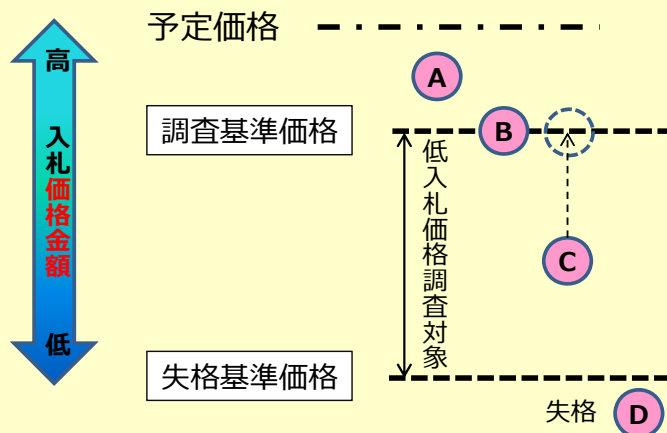
※ 入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合、入札価格を調査基準価格（税抜）として見なして計算する。（見なし評価を適用した場合）

・国土交通省関東地方整備局の計算式を準用



6 価格の見なし評価について

見なし評価の概念図



C：入札価格が調査基準価格を下回った場合には、入札価格を調査基準価格として評価値を算定する。

低入札価格調査制度実施要領に基づく調査の結果、適切な入札価格であったと認められない場合は、落札者（落札候補者）としない。

D：失格基準価格を下回った入札は、失格とする。

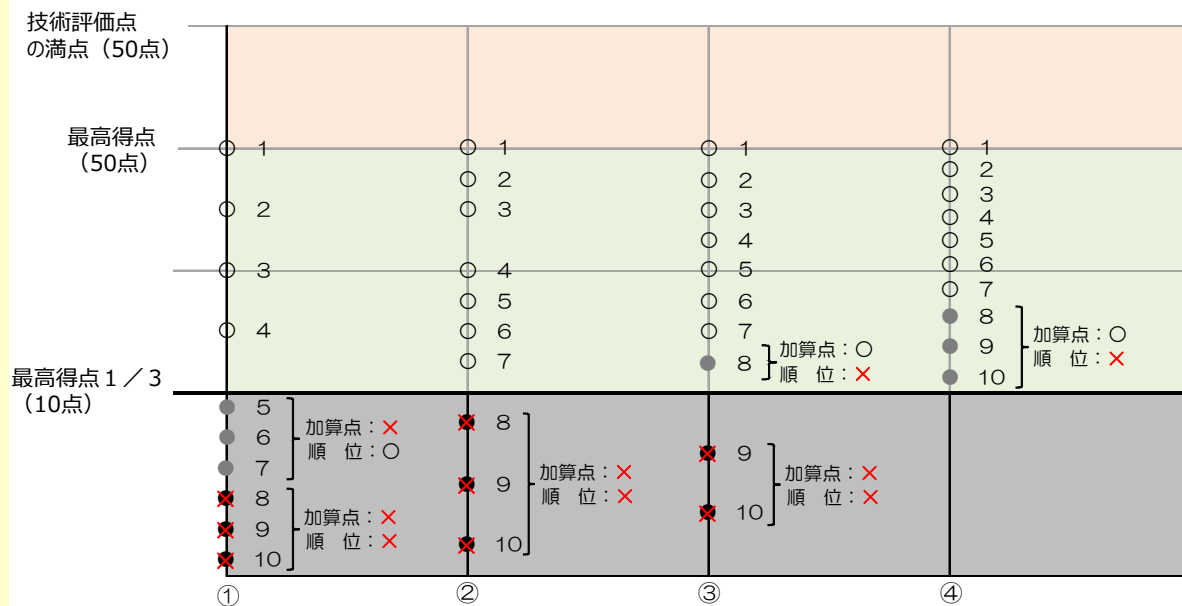
【Cの入札例について】

- ・入札価格は調査基準価格を下回っている。
- ・しかし、入札価格が調査基準価格を下回った場合には、下回った分の評価はしない。
- ・入札価格は、調査基準価格と同額であったと「**見なしして**」評価値を算定する。
- ・ただし、契約は見なす前の純粋な入札価格を用いた金額となる。



7 技術の失格（1 / 3ルール）について

「技術点が最も高い者の1 / 3以下」かつ「順位が1 / 3以下」の者を失格とする



・技術力が無く価格のみで落札しようとする者を排除するルール。



8 令和元年度の実施行程

令和元年9月 ガイドラインVer.1の公表

令和元年9～10月 受発注者向け説明会

令和元年10月 ガイドラインVer.1運用開始

令和元年10月～3月 次期ガイドライン改定検討



V 各評価項目の評価基準について (参考)



1-1 評価項目（企業の技術能力）

ア 企業の技術能力

ア（ア）同種・類似業務の実績

評価項目	評価基準	配点
(ア) 同種・類似業務の 実績	過去10年度間に、公共事業発注機関が発注した同種・類似業務の実績が●件以上。	1.0
	上記に該当しない。	0

- ・同種・類似業務の実績の件数は、発注者が設定する業務の分野に応じて設定するものとする。
- ・満点（1.0点）の評価基準のほか、中間点（0.5点）の評価基準を設定することができる。
- ・業務の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することができる。



1-1 評価項目（企業の技術能力）

ア 企業の技術能力

ア（イ）業務成績評定

評価項目	評価基準	配点
(イ) 業務成績評定	県発注業務の過去4年度間の平均点が81点以上。	2.0
	県発注業務の過去4年度間の平均点が79点以上81点未満。	1.5
	県発注業務の過去4年度間の平均点が77点以上79点未満。	1.0
	県発注業務の過去4年度間の平均点が75点以上77点未満。	0.5
	県発注業務の過去4年度間の平均点が75点未満、又は実績がない。	0

- ・契約金額（最終）300万円以上で、発注者から直接受注した業務。
- ・営業種目（建設コンサルタント業）全てを対象として、その業務成績評定点の平均点で評価。
- ・業務の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することができる。



1-1 評価項目（企業の技術能力）

ア 企業の技術能力

ア（ウ）優秀委託業務表彰

評価項目	評価基準	配点
(ウ) 優秀委託業務表彰	過去3年度間に埼玉県県土づくり優秀委託業務表彰（優秀賞・奨励賞）を受けたことがある。	1.0
	上記に該当しない。	0

ア（エ）ISO9001の取得

評価項目	評価基準	配点
(エ) ISO9001の取得	ISO9001を取得している。	1.0
	上記に該当しない。	0



1-2 評価項目（企業の地域精通度）

イ 企業の地域精通度

イ（ア）情報収集力

評価項目	評価基準	配点
(ア) 情報収集力	過去5年度間に当該業務箇所の近隣において公共工事発注機関が発注した建設関連業務の実績がある。	1.0
	上記に該当しない。	0

- ・当初設計額3百万円以上の建設関連業務が対象。
- ・「近隣」の範囲は、業務の都度発注者が定義する。
- ・県内、事務所管内、市町村内、同一路線上等が考えられる。
- ・発注者は、業務の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することができる。



1-2 評価項目（企業の地域精通度）

イ 企業の地域精通度

イ（イ）地理的条件

評価項目	評価基準	配点
(イ) 地理的条件	本店又は主たる営業所の所在地が（県内、事務所管内、市町村内等）である。	1.0
	【中間点を設定する場合】 本店又は主たる営業所の所在地が（県内、事務所管内、市町村内等）である。	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0

- ・発注者が適宜選択する。
- ・満点（1.0点）の評価基準の地域のほかに、地域差を設けて評価する場合に中間点（0.5点）の評価基準を設定することができる。



1-3 評価項目（企業の社会的貢献度）

ウ 企業の社会的貢献度

ウ（ア）災害防止活動等の協定

評価項目	評価基準		配点
(ア) 災害防止活動等の 協定	県機関等と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	県内に本店又は主たる営業所を置いている。	1.0
		上記以外。	0.5
	上記のいずれにも該当しない。		0

- ・県機関等との協定書や登録証又は証明書などにより、入札公告日時点において協力体制を確認できるもの。
- ・国又は市町村との協定（協力体制）は評価対象としない。
- ・「県内」の記述は、発注者が必要に応じて設定できるものとする。



1-3 評価項目（企業の社会的貢献度）

ウ 企業の社会的貢献度

ウ（イ）災害防止活動等の実績

評価項目	評価基準		配点
(イ) 災害防止活動等の 実績	過去2年度間に当該発注課所の求めにより災害防止活動等を行った。又は、過去2年度間に国土交通省との協定に基づき、当該発注課所管内で災害防止活動等を行った。		1.0
		過去2年度間に当該発注課所以外の県機関等の求めにより災害防止活動等を行った。又は、過去2年度間に国土交通省との協定に基づき、当該発注課所3管外の埼玉県内で災害防止活動等を行った。	0.5
	上記のいずれにも該当しない。		0

- ・「当該発注課所」の記述は、発注者が必要に応じて設定できる。



1-3 評価項目（企業の社会的貢献度）

ウ 企業の社会的貢献度

ウ（ウ）CO2削減対策

評価項目	評価基準	配点
(エ) CO2削減対策	「ISO14001」、「エコアクション2.1認証・登録制度」、「埼玉県エコアップ認証制度」のいずれかの認証等を受けている。	1.0
	上記に該当しない。	0



1-4 減点項目（企業倫理や信頼性等）

エ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

エ（ア）入札参加停止措置ほか

評価項目	評価基準	配点
(ア) 入札参加停止措置	過去2年度間に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0
(イ) 総合評価の不履行	過去2年度間の総合評価方式による県発注業務の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0
(ウ) 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外	過去2年度間に「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0



2-1 評価項目（配置予定管理技術者の技術能力）

オ 配置予定管理技術者の技術能力

オ（ア） 保有する資格

評価項目	評価基準	配点
(ア) 保有する資格	技術士（●●部門（科目））又は専門資格●●● のいずれかを保有している。	1.0
	RCCM（●●部門）又は専門資格●●●のいづ れかを保有している。	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0

- ・発注者が業務の内容や課題等に応じて設定する部門に限る。
- ・部門に加えて科目まで設定することができる。
- ・専門資格は該当資格を記載する。



2-1 評価項目（配置予定管理技術者の技術能力）

オ 配置予定管理技術者の技術能力

オ（イ） 同種・類似業務の実績

評価項目	評価基準	配点
(イ) 同種・類似業務の 実績	過去10年度間に、公共事業発注機関が発注した同 種・類似業務の実績が●件以上。	1.0
	上記に該当しない。	0

- ・同種・類似業務の実績の件数は、発注者が設定する業務の分野に応じて設定するものとする。
- ・管理技術者として全履行期間従事した業務の実績を対象とする。
- ・満点（1.0点）の評価基準のほかに、中間点（0.5点）の評価基準を設定することができる。
- ・業務の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することができる。



2-1 評価項目（配置予定管理技術者の技術能力）

オ 配置予定管理技術者の技術能力

オ（ウ）業務成績評価

評価項目	評価基準	配点
(ウ) 業務成績評価	県発注業務の過去4年度間の平均点が81点以上。	2.0
	県発注業務の過去4年度間の平均点が79点以上81点未満。	1.5
	県発注業務の過去4年度間の平均点が77点以上79点未満。	1.0
	県発注業務の過去4年度間の平均点が75点以上77点未満。	0.5
	県発注業務の過去4年度間の平均点が75点未満、又は実績がない。	0

- ・契約金額（最終）300万円以上で、発注者から直接受注した業務。
- ・管理技術者として全履行期間従事した業務の実績全てを対象として、その業務成績評定点の平均点で評価。
- ・業務の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することができる。



2-1 評価項目（配置予定管理技術者の技術能力）

オ 配置予定管理技術者の技術能力

オ（工）優秀委託業務表彰

評価項目	評価基準	配点
(工) 優秀委託業務表彰	過去5年度間に埼玉県県土づくり優秀委託業務表彰（優秀賞・奨励賞）を受けたことがある。	1.0
	上記に該当しない。	0

オ（オ）継続教育（CPD）への取組

評価項目	評価基準	配点
(オ) 継続教育（CPD）への取組	過去1年度間に、各団体等が推奨する単位以上を取得している。	1.0
	過去1年度間に、各団体等が推奨する単位の1/2以上（かつ推奨単位未満）を取得している。	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0



2-2 評価項目（専任制）

カ 配置予定管理技術者の専任制

カ（ア） 手持ち業務数

評価項目	評価基準	配点
(ア) 手持ち業務数	手持ち業務の件数が3件未満	1.0
	手持ち業務の件数が3～4件	0.5
	手持ち業務の件数が5件以上	0

- ・入札公告日時点における配置予定管理技術者の手持ち業務件数（管理技術者及び担当技術者として従事しているもの）を評価する。
- ・入札公告日時点において契約済みの当初契約額3百万円以上の業務（測量、調査、設計等全ての業務）。
- ・手持ち業務は公共事業を対象とし、民間業務は含まない。
- ・発注者は業務の内容や課題等に応じて、適切な件数を任意設定することができる。



2-3 評価項目（配置予定担当技術者の技術能力）

キ 配置予定担当技術者の技術能力

キ（ア） 保有する資格

評価項目	評価基準	配点
(ア) 保有する資格	専門資格●●●を保有している。	1.0
	上記に該当しない。	0

- ・発注者が業務の内容や課題等に応じて設定する専門資格を記載する。



2-4 評価項目（配置予定照査技術者の技術能力）

ク 配置予定照査技術者の技術能力

ク（ア）保有する資格

評価項目	評価基準	配点
(ア) 保有する資格	技術士（●●部門（科目））又は専門資格●●● のいずれかを保有している。	0.5
	RCCM（●●部門）又は専門資格●●●のい ずれかを保有している。	0.25
	上記のいずれにも該当しない。	0

- ・発注者が業務の内容や課題等に応じて設定する部門に限る。
- ・部門に加えて科目まで設定することができる。
- ・専門資格は該当資格を記載する。



2-4 評価項目（配置予定照査技術者の技術能力）

ク 配置予定照査技術者の技術能力

ク（イ）同種・類似業務の実績

評価項目	評価基準	配点
(イ) 同種・類似業務の 実績	過去10年度間に、公共事業発注機関が発注した同 種・類似業務の実績が●件以上。	0.5
	上記に該当しない。	0

- ・同種・類似業務の実績の件数は、発注者が設定する業務の分野に応じて設定するものとする。
- ・管理技術者又は照査技術者として全履行期間従事した業務の実績を対象とする。
- ・満点（0.5点）の評価基準のほかに、中間点（0.25点）の評価基準を設定することができる。
- ・業務の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することができる。



2-4 評価項目（配置予定照査技術者の技術能力）

ク 配置予定照査技術者の技術能力

ク（ウ）業務成績評定

評価項目	評価基準	配点
(ウ) 業務成績評定	県発注業務の過去4年度間の平均点が81点以上。	1.0
	県発注業務の過去4年度間の平均点が79点以上81点未満。	0.75
	県発注業務の過去4年度間の平均点が77点以上79点未満。	0.50
	県発注業務の過去4年度間の平均点が75点以上77点未満。	0.25
	県発注業務の過去4年度間の平均点が75点未満、又は実績がない。	0

- ・契約金額（最終）300万円以上で、発注者から直接受注した業務。
- ・管理技術者として全履行期間従事した業務の実績全てを対象として、その業務成績評定点の平均点で評価。
- ・業務の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することができる。



2-4 評価項目（配置予定照査技術者の技術能力）

ク 配置予定照査技術者の技術能力

ク（工）継続教育（CPD）への取組

評価項目	評価基準	配点
(工) 継続教育（CPD） への取組	過去1年度間に、各団体等が推奨する単位以上を取得している。	0.5
	過去1年度間に、各団体等が推奨する単位の1/2以上（かつ推奨単位未満）を取得している。	0.25
	上記のいずれにも該当しない。	0



3-1 評価項目（実施方針）

ケ 実施方針・対応方針・実施フロー・工程表・その他【技術提案型、簡易型（実施方針型）に適用】

評価項目	評価基準	配点
(ア) 業務理解度 ・業務目的、条件、内容等の理解度、課題及びその理由の適切性	業務を履行するうえでの課題及びその理由が適切であり、業務目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	4.0
(イ) 対応方針 ・課題を踏まえた適切な対応方針の記載、履行にあたっての有効性	課題、着目理由を踏まえ、適切な対応方針が記載されており、本業務の履行にあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	2.0
(ウ) 実施フロー ・業務実施手順を示す実施フローの妥当性	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	2.0
(エ) 工程計画 ・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	2.0
(オ) その他 ・有益な代替案の提案、重要事項の指摘等	「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。	2.0



4-1 評価項目（技術提案）

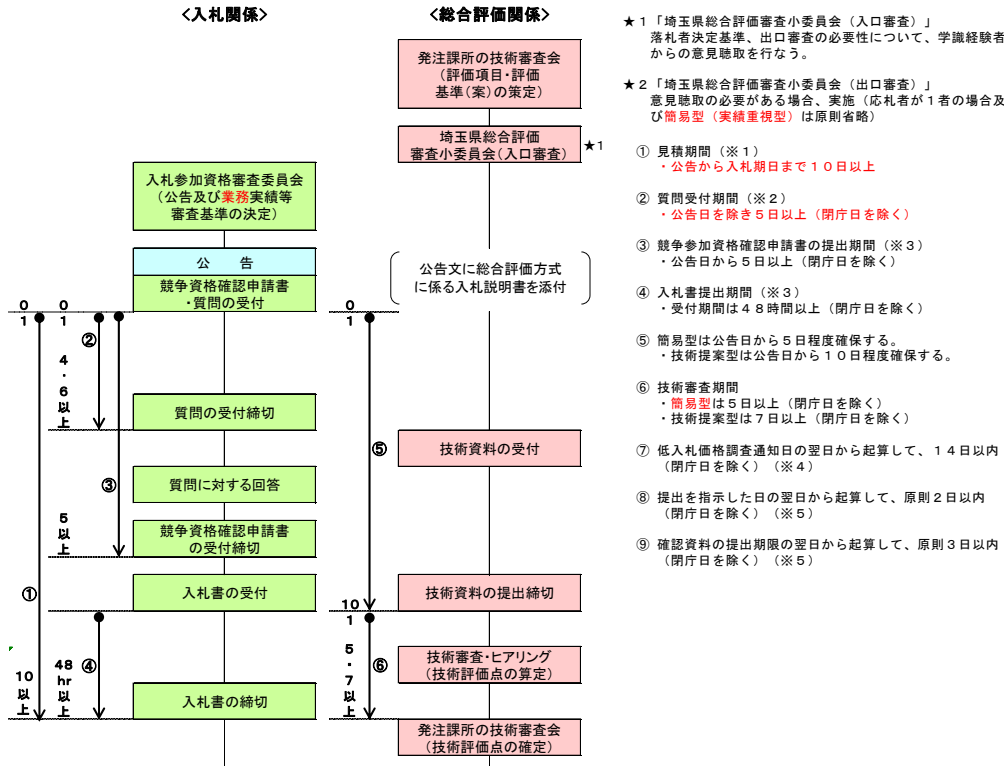
コ 評価テーマに関する技術提案【技術提案型に適用】

評価項目	評価基準	配点
(ア) 評価テーマの的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	5.0
	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	5.0
(イ) 評価テーマの実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	5.0
	提案内容を裏付ける類似実績が明示されている場合に優位に評価する。	5.0

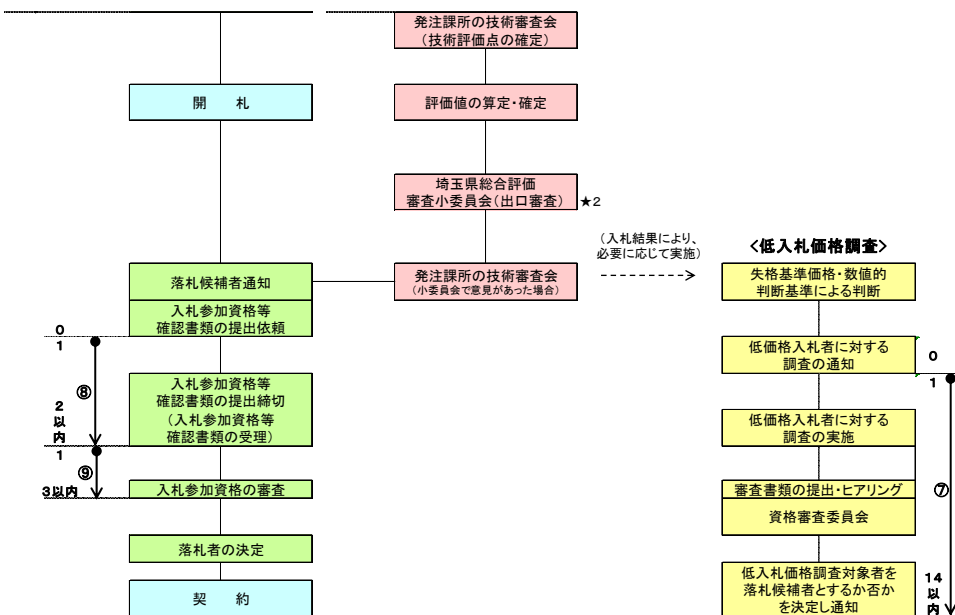
- ・ 評価テーマの提案数や内容等に応じて、配点を任意設定することができる。



5-1 実施フロー【発注者採点方式で一般競争入札（事後審査型）】



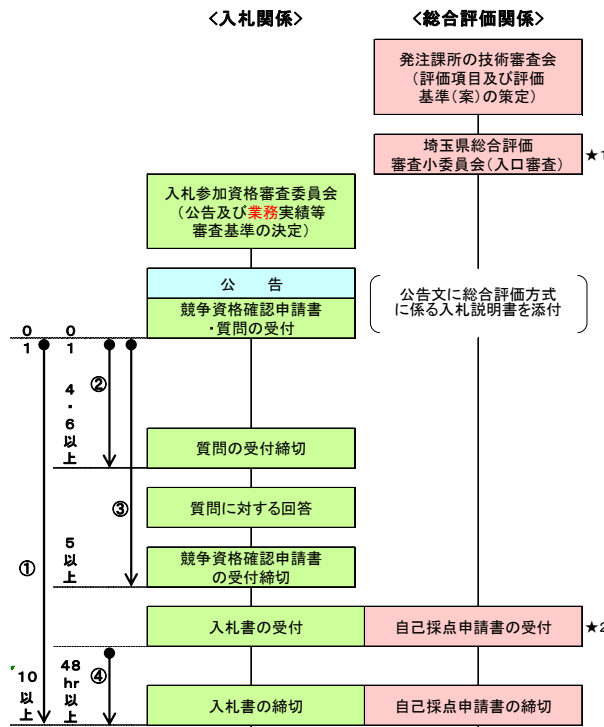
5-2 実施フロー【発注者採点方式で一般競争入札（事後審査型）】



※1 埼玉県財務規則の規定による
 ※2 「一般競争入札における見積期間等の設定について」通知（平成31年1月31日付け入第1288号）を準用
 ※3 埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）公告文の記載例による
 ※4 埼玉県設計委託低入札価格調査制度実施要領の規定による
 ※5 埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）施行要綱の規定による



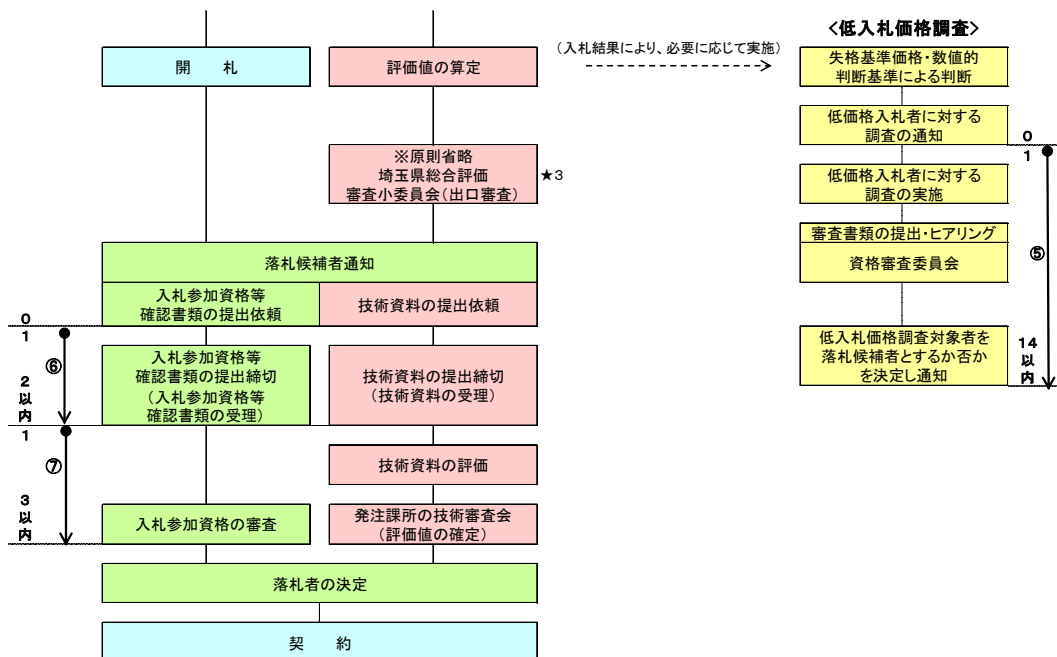
6-1 実施フロー【自己採点方式で一般競争入札（事後審査型）】



- ★1 「埼玉県総合評価審査小委員会（入口審査）」
落札者決定基準、出口審査の必要性について、学識経験者からの意見聴取を行なう。
 - ★2 「自己採点申請書受付」
【自己採点申請書兼入札金額見積内訳書】として入札金額見積内訳書と一緒に提出する。
 - ★3 「埼玉県総合評価審査小委員会（出口審査）」
意見聴取の必要がある場合、実施（実績重視型）は原則省略
- ① 見積期間（※1）
・公告から入札期日まで10日以上
 - ② 質問受付期間（※2）
・公告日を除き5日以上（閉庁日を除く）
 - ③ 競争参加資格確認申請書の提出期間（※3）
・公告日から5日以上（閉庁日を除く）
 - ④ 入札書提出期間（※3）
・受付期間は48時間以上（閉庁日を除く）
 - ⑤ 低入札価格調査通知日の翌日から起算して、14日以内（閉庁日を除く）（※4）
 - ⑥ 提出を指示した日の翌日から起算して、原則2日以内（閉庁日を除く）（※5）
 - ⑦ 確認資料の提出期限の翌日から起算して、原則3日以内（閉庁日を除く）（※5）



6-2 実施フロー【自己採点方式で一般競争入札（事後審査型）】



- ※1 埼玉県財務規則の規定による
- ※2 「一般競争入札における見積期間等の設定について」通知（平成31年1月31日付け入第1288号）を準用
- ※3 埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）公告文の記載例による
- ※4 埼玉県設計委託低入札価格調査制度実施要領の規定による
- ※5 埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）施行要綱の規定による